

三重とこわか国体亀山市競技会場管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重とこわか国体亀山市開催競技会（以下「競技会」という。）における会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場に入場し、または入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「会場」とは、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する競技会場ならびに練習会場の施設（休憩所、通路、売店、駐車場等の関連施設を含む。）および敷地をいう。

(管理運営者)

第3条 この要綱に基づく会場の運営管理者は、実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

(業務の処理)

第4条 この要綱に基づく権限に属する業務の処理は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実施本部および実行委員会事務局の職員（以下「職員」という。）が行う。

(持込禁止物)

第5条 会場に、次に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 銃器類
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他有害物質
- (4) 発炎筒、爆竹、花火、爆発物、火薬その他可燃性の危険物
- (5) 石、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインターその他凶器等として使用されるおそれのある物
- (6) 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等
- (7) 塗料類（ペンキ類）
- (8) スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具
- (9) 無線通信機器（携帯電話、PHS等の携帯端末を除く。）
- (10) 酒類（土産品を除く。）
- (11) ドライアイス
- (12) 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬および介助犬をいう。）を除く。）
- (13) 投てき等により危害を与えるおそれのある物
- (14) ホイッスル、拡声器、楽器その他これらに類する大きな音が出る物

- (15) 通行に支障を及ぼすおそれのある大型または大量の荷物
- (16) その他入場者等に迷惑および危険を及ぼし、または競技会の運営および進行を妨げるもしくはそのおそれのある物

(禁止行為)

第6条 会場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 立入りを制限または禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 競技場、観客席等へ物を投げ入れ、または発射すること。
- (3) 施設、器物、装置等を汚損もしくは破損し、またはみだりに操作を行うこと。
- (4) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、もしくは挑発し、または入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (5) 面会を強要しまたは会場内において居座ること。
- (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 所定の場所以外で、喫煙またはごみその他の汚物を廃棄すること。
- (8) 飲酒すること。また、アルコール等により酩酊した状態で入場し、または入場しようとする事。
- (9) 所定の場所以外への車両もしくは自転車を乗り入れ、または所定の場所以外に駐車もしくは駐輪すること。
- (10) 電熱器、ガスその他これらに類する火気を使用すること。
- (11) テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
- (12) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (13) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布または掲出すること。
- (14) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会または喧騒にあたる行為をすること。
- (15) 会場に正当な入場券を所持せず入場し、または入場しようとする事。(入場券を不要としている場合を除く。)
- (16) 設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封、改変すること。
- (17) 撮影を制限し、または禁止した区域で写真もしくは映像を撮影すること。
- (18) 会場内のドローンでの写真もしくは映像を撮影すること。
- (19) その他会場秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、またはそのおそれのある行為をすること。

(遵守事項)

第7条 会場において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) IDカードは明確に見える場所に必ず着用すること。
- (2) 入場券、本人確認書類等の提示を求められたときは、これに応じること。
- (3) 職員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

(4) 手荷物、所持品等の検査を行うときは、これに応じること。

(5) 指示された場所において観覧し、職員等から席の移動を求められたときは、これに従うこと。

(入場の制限等)

第8条 会長は、この要綱に違反した者、あるいは、職員の指示に従わない者に対しては、会場への入場を拒み、または退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

2 会長は、競技会場が満席となった場合その他の競技会の安全な運営のため必要と認められる場合は、入場制限を実施することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。